

中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）（附則第二十七条関係）

改正案	現行
<p>（保険業法の一部改正）</p> <p>第五十五条 保険業法（平成七年法律第五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第二百六十五条の四十八・第二百六十五条の四十九」を「第二百六十五条の四十八」に改める。</p> <p>本則（第二百二十七条第七号、第三百二十二条第二項、第二百四条第二項、第二百三十条第二項、第二編第十章、第三百十一条の三及び第三百十二条を除く。）中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、「及び大蔵大臣」を削り、「総理府令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。</p> <p>第二百二十七条第七号中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令（金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に係るものについては、総理府令・大蔵省令）」に改める。</p> <p>第二百六十条第一項第三号及び第八項第三号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第十項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。</p> <p>第二百六十五条の三第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。</p>	<p>（保険業法の一部改正）</p> <p>第五十五条 保険業法（平成七年法律第五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第二百六十五条の四十八・第二百六十五条の四十九」を「第二百六十五条の四十八」に改める。</p> <p>本則（第二百二十七条第七号、第三百二十二条第二項、第二百四条第二項、第二百三十条第二項、第二編第十章、第三百十一条の三及び第三百十二条を除く。）中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、「及び大蔵大臣」を削り、「総理府令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。</p> <p>第二百二十七条第七号中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令（金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に係るものについては、総理府令・大蔵省令）」に改める。</p> <p>第二百六十条第一項第三号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第四項及び第六項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。</p> <p>第二百六十五条の三第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。</p>

第二百六十五条の四第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の八第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の九、第二百六十五条の十一第二項、第二百六十五条の十二第二項、第二百六十五条の十四第四項及び第二百六十五条の十五第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の十九第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第五項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の二十第三項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第四項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の二十二中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の二十四中「大蔵大臣及び金融再生委員会」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の二十九第一項第一号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同項第二号中「大蔵大臣」を「金融再生委

第二百六十五条の四第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の八第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の九、第二百六十五条の十一第二項、第二百六十五条の十二第二項、第二百六十五条の十四第四項及び第二百六十五条の十五第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の十九第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第五項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の二十第三項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第四項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の二十二中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の二十四中「大蔵大臣及び金融再生委員会」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の二十九第一項第一号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同項第二号中「大蔵大臣」を「金融再生委

員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の三十第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の三十四第四項及び第二百六十五条の三十七中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の三十九中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の四十二中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の四十三第一号及び第二号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の四十四（見出しを含む。）中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の四十五から第二百六十五条の四十七までの規定中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の四十八第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の四十九を削る。

員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の三十第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の三十四第四項、第二百六十五条の三十七及び第二百六十五条の三十九中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の四十二中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の四十三第一号及び第二号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の四十四（見出しを含む。）中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の四十五から第二百六十五条の四十七までの規定中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の四十八第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の四十九を削る。

第二百七十条の七第二項並びに第二百七十条の八第一項及び第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百一条中「第百条の二」を「第百条の三」に改める。

第二百十条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百十一条の三第二項第一号中「同条第五号」を「同条第七号」に改める。

第二百十一条の四中「大蔵大臣は」の下に、「、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に關し」を加える。

第二百十二条の見出しを、「（総理府令等への委任）」に改め、同条中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に、「、大蔵省令」を「、総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百三十七条の二第一号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第一条の七第三項中「大蔵大臣及び金融再生委員会」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第一条の八及び第一条の十二中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第三十八条第三項、第七十五条第二項、第七十九条及び第一百九条第三項中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第五十七条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年

第二百七十条の七第二項並びに第二百七十条の八第一項及び第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百一条中「第百条の二」を「第百条の三」に改める。

第二百十条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百十一条の三第二項第一号中「同条第五号」を「同条第七号」に改める。

第二百十一条の四中「大蔵大臣は」の下に、「、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に關し」を加える。

第二百十二条の見出しを、「（総理府令等への委任）」に改め、同条中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に、「、大蔵省令」を「、総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百三十七条の二第一号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第一条の七第三項中「大蔵大臣及び金融再生委員会」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第一条の八及び第一条の十一中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第三十八条第三項、第七十五条第二項、第七十九条及び第一百九条第三項中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第五十七条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年

法律九十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項及び第六十条の二十一第一項中、「法務大臣及び大蔵大臣」を「及び法務大臣」に改める。

第九十四条の三十(見出しを含む)中、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

(保険業法の一部改正)

第五十九条 保険業法の一部を次のように改正する。

目次中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

本則(第一百七十七条第七号、第三百三十二条第二項、第九十条第十一項、第二百四十二条第二項、第二百三十二条第十二項、第二百三十一条第二項、第二百四十五条、第二百五十一条第一項、第二百五十五条第一項、第二百五十五条の二第一項、第二百五十五条の三第一項、第二百五十五条の四第一項、第四項及び第五項、第二百五十五条の五第一項、第二百六十条第十項、第二百六十五条の三第二項、第二百六十五条の四第三項、第二百六十五条の八第二項、第二百六十五条の十九第五項、第二百六十五条の二十第四項、第二百六十五条の二十一、第二百六十五条の二十九第一項第一号、第二百六十五条の三十第二項、第二百六十五条の三十四第一項、第二百六十五条の三十九第三項、第二百六十五条の四十二、第二百六十五条の四十三第三号、第二百六十五条の四十四、第二百六十五条の四十八第三項、第二百七十条の三第二項、第二百七十条の五第二項、第二百七十条の六の八第二項、第二百七十条の六の九第一項及び第二項、第二

法律九十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中、「法務大臣及び大蔵大臣」を「及び法務大臣」に改める。

第九十四条の十五(見出しを含む)中、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

(保険業法の一部改正)

第五十九条 保険業法の一部を次のように改正する。

目次中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

本則(第一百七十七条第七号、第三百三十二条第二項、第九十条第十一項、第二百四十二条第二項、第二百三十二条第十二項、第二百三十一条第二項、第二百五十一条第一項、第二百五十五条第一項、第六十条第四項及び第六項、第二百六十五条の三第二項、第二百六十五条の四第三項、第二百六十五条の八第二項、第二百六十五条の九第五項、第二百六十五条の二十第四項、第二百六十五条の二十一、第二百六十五条の二十九第一項第一号、第二百六十五条の三十二第二項、第二百六十五条の三十四第一項、第二百六十五条の四十二、第二百六十五条の四十三第三号、第二百六十五条の四十四、第二百六十五条の四十八第三項、第二百七十条の七第二項、第二百七十条の八第一項、第二項及び第四項、第二百九十一条第十二項、第三百十一条の三、第三百十二条並びに第三百十三条を除く。)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大

百七十条の七第二項、第二百七十条の八第一項、第二項及び第四項、第二百九十一条第十二項、第三百十一条の三、第三百十二条並びに第三百十三条を除く。）中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

第二百二十七条第七号中「総理府令（）」を「内閣府令（）」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百三十一条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第一百九十条第十一項中「総理府令・法務省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百四十二条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百二十三条第十二項中「総理府令・法務省令」を「内閣府令・法務省令」に改める。

第二百三十条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百四十五条中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第二百五十一条第一項及び第二百五十五条第一項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百五十五条の二第一項中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内

閣府令」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

第二百二十七条第七号中「総理府令（）」を「内閣府令（）」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百三十二条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第一百九十条第十一項中「総理府令・法務省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百四十二条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百二十三条第十二項中「総理府令・法務省令」を「内閣府令・法務省令」に改める。

第二百三十条第二項、第二百五十一条第一項、第二百五十五条第一項、第二百六十条第四項及び第六項、第二百六十五条の三第二項、第二百六十五条の四第三項、第二百六十五条の八第二項、第二百六十五条の十九第五項並びに第二百六十五条の二十第四項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百六十五条の二十二中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に、「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

第二百六十五条の二十九第一項第一号、第二百六十五条の三十一第二項及び第二百六十五条の三十四第一項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百六十五条の四十二中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「

閣府令・財務省令」に、「金融再生委員会の」を「内閣総理大臣の」に改める。

第二百五十五条の三第一項、第二百五十五条の四第一項、第四項及び第五項、第二百五十五条の五第一項、第二百六十条第十項、第二百六十五条の三第二項、第二百六十五条の四第三項、第二百六十五条の八第二項、第二百六十五条の十九第五項並びに第二百六十五条の二十四第四項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百六十五条の二十二中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に、「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

第二百六十五条の二十九第一項第一号、第二百六十五条の第三十二項及び第二百六十五条の三十四第一項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百六十五条の三十九第三項及び第二百六十五条の四十二中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百六十五条の四十三第三号、第二百六十五条の四十四（見出しを含む。）、第二百六十五条の四十八第三項、第二百七十条の三第二項、第二百七十条の五第二項、第二百七十条の六の八第二項、第二百七十条の六の九第一項及び第二項並びに第二百七十条の七第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

内閣総理大臣及び財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百六十五条の四十三第三号、第二百六十五条の四十四（見出しを含む。）、第二百六十五条の四十八第三項、第二百七十条の三第二項、第二百七十条の五第二項及び第二百七十条の七第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百七十条の八第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改め、同条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改め、同条第四項中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百九十一条第十二項中「総理府令・法務省令」を「内閣府令・法務省令」に改める。

第三百十一条の三の見出し中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同項第一号中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改め、同条第二項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第三百十一条の四中「調査」を削る。
第三百十二条の見出しを「（内閣府令等への委任）」に改め、同条中「総理府令（）」を「内閣府令（）」に、「総理府令・大蔵省令」

第二百七十条の八第一項及び第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改め、同条第四項中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百九十一条第十二項中「総理府令・法務省令」を「内閣府令・法務省令」に改める。

第三百十一条の三の見出し中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同項第二号中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改め、同条第二項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第三百十一条の四中「調査」を削る。

第三百十二条の見出しを「（内閣府令等への委任）」に改め、同条中「総理府令（）」を「内閣府令（）」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第三百十二条第一項中「金融再生委員会は」を「内閣総理大臣は」に、「第三条第一項の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

附則第一条の二中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

を「内閣府令・財務省令」に改める。

第三百十三条第一項中「金融再生委員会は」を「内閣総理大臣は」に、「第三条第一項の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

附則第一条の二中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第一条の三中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

附則第一条の七第三項、第一条の八及び第一条の十一中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

附則第五条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第三十八条第三項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

附則第六十一条及び第六十二条中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第七十五条第二項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

附則第七十八条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第七十九条中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

附則第八十三条、第七十七条及び第一百五十五条中「金融再生委員会」

附則第一条の二の四第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

附則第一条の二の五第三項及び第一条の二の七第一項中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

附則第一条の二の十二第一項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

附則第一条の三から第一条の三の三までの規定中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

附則第一条の七第三項、第一条の八及び第一条の十二中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

附則第五条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第三十八条第三項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

附則第六十一条及び第六十二条中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第七十五条第二項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

附則第七十八条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第七十九条中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

附則第八十三条、第七十七条及び第一百五十五条中「金融再生委員会」

を「内閣総理大臣」に改める。

附則第一百十九条第一項及び第二項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

を「内閣総理大臣」に改める。

附則第百九十九条第一項及び第二項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第百六十一条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

本則(第百九十四条の三十を除く。)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第百九十四条の三十を次のように改める。

(権限の委任)

第百九十四条の三十 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第百六十一条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

本則(第百九十四条の十五を除く。)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第百九十四条の十五を次のように改める。

(権限の委任)

第百九十四条の十五 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。